新型コロナウイルス感染症の影響による 保険料の減免及び徴収猶予について

新型コロナウイルス感染症により収入が減少した等の影響を受けた方で要件を満たす場合は、以下のとおり保険料の減免や徴収猶予を受けることができます。

1. 保険料の減免

(1)減免の対象となる方

次の要件のいずれかに当てはまる方が減免の対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する世帯
 - i 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額 を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - ii 前年の地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 7 条第 1 項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法第 314 条の 2 第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が 1,000 万円以下であること。
 - iii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400万円以下であること。

(2)減免する保険料

令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に 普通徴収の納期限(特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日。)が設定されてい る保険料で、次の基準により算定した額。(令和3年度分の保険料には、令和2年度末に 資格と取得したこと等により令和3年4月以後に納期限が到来するもの(令和2年度相 当分)も含みます。)

①主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病 同一世帯に属する被保険者の保険料額全部

②主たる生計維持者の収入減少

【表 1】で算出した対象保険料額に、【表 2】の前年の合計所得金額の区分に応じた 減免割合を乗じて得た額を減免します。

【減免額の計算式】

対象保険料額 × 減額又は免除の割合 = 保険料減免額 $(A \times B / C)$ (D)

【表 1】

対象保険料額=A×B/C

A:同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額

B:世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年 の所得額

(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)

C:被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保 険者につき算定した前年の合計所得金額

【表 2】

世帯の主たる生計維持者の 前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(D)
300 万円以下であるとき	全部
400 万円以下であるとき	10 分の 8
550 万円以下であるとき	10 分の 6
750 万円以下であるとき	10 分の 4
1,000 万円以下であるとき	10 分の 2

事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず対象保険料額 の全部

(3)申請期限

令和 4 年 3 月 31 日 (木)

※(2)減免する保険料に該当するもの

令和3年6月30日(水)

※令和2年度分の保険料であって、令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限 (特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日。)が設定されている保険料に ついても、減免の対象となる場合があります。その場合の申請期限は、令和3年6 月30日(水)までとなっておりますのでご注意願います。

(4)申請場所

お住まいの市区町村の後期高齢者医療保険料担当窓口

(5) お問い合わせ先

申請方法や提出書類など詳しい内容は、以下窓口までお問い合わせください。

- ●お住まいの市区町村の後期高齢者医療保険料担当窓口
- ●宮城県後期高齢者医療広域連合 保険料課

電話:022-266-1021

2. 保険料の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合などで、納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合は、保険料の徴収を猶予できる場合があります。

申請方法や提出書類など詳しい内容は、以下窓口までお問い合わせください。

- ●お住まいの市区町村の後期高齢者医療保険料担当窓口
- ●宮城県後期高齢者医療広域連合 保険料課 電話:022-266-1021